

部会の設置について

- ・同性パートナーシップ制度の導入にあたっては、専門部会を設置し、部会を中心に審議していくこととしたい。
- ・部会で最終的な案が固まったのち、全体での審議会を改めて開催し、導入についてお諮りしたい。

●盛岡市男女共同参画推進条例（抜粋）

第27条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

第28条 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

●盛岡市男女共同参画審議会実施要綱（抜粋）

第3 審議会の運営を円滑に行うため、条例第27条の規定に基づき、別表2に掲げる部会を置く。

別表2 部会の設置（第3関係）

名称	所管事項	組織
苦情調整部会	条例第22条の規定に基づく苦情の申出への対応及び措置に関する調査審議に関すること。	委員3名以内
（改正案（追加）） 同性パートナーシップ制度検討部会	同性パートナーシップ制度（仮称）の導入に向けた、基本的事項の検討に関すること。	委員4名以内

第4 条例第28条の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とする特例の適用については、委員の委嘱後に開催する審議会において、会長が審議会に諮って定める。